



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

小規模宅地等の特例における生計一要件の該当性 ～成年後見人が事業の用に供していた土地～

被相続人と生計を一にしていた親族が、事業の用に供していた土地は、一定の要件を充たせば小規模宅地等の特例（措法69の4①一）の適用を受けることができます。今回は、被相続人と成年後見人である相続人が、「生計を一にしていた」との要件を充たすか否かが争われた判決をご紹介します。

（令和2年12月2日横浜地裁・棄却・控訴・TAINSコード：Z888-2343）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

この事案は、丙の相続人である甲（丙の甥・養子）が、甲が大工業の用に供している土地（本件土地）を丙から相続し、租税特別措置法69条の4第1項1号に規定する小規模宅地等の特例（本件特例）を適用し、相続税の申告をしたところ、藤沢税務署長から、丙と甲は「生計を一にしていた」とは認められず、本件特例を適用することはできないとして、相続税の更正処分等を受けたため、その取消しを求めるものです。

<裁判所の判断>

横浜地裁では、次のとおり判断し、原告（甲、その訴訟承継人乙）が主張する本件特例の適用は認められないとして、原告の請求を棄却しました。

- ① 本件特例の趣旨は、被相続人等の事業等の用に供されていた小規模な宅地等については、一般にそれが相続人等の生活基盤の維持のために欠くことのできないものであって、その処分について相当の制約を受けるのが通常であることを踏まえ、担税力の減少に配慮したものであり、本件特例の適用により、中小企業の円滑な事業承継が実現するという関係にあるものと解される。
- ② そして、被相続人が所有する宅地等を利用してその親族が事業を営み、その事業によって被相続人及び相続人の生計が支えられている場合には、その宅地等は相続人等の生活基盤の維持のために欠くことのできないものであり、通常、その土地の処分について相当の制約を受けているから、そのような土地を相続した相続人の担税力もまた相当程度減少しており、日常生活の経済的側面の単位でみれば、被相続人の事業等の用に供されていた場合と同視できることから、同様の配慮をしたものと解される。
- ③ このような本件特例の趣旨に照らすと、「生計を一にしていた」との要件は、当該土地を利用してなされる事業の収益によって被相続人と相続人（親族）の生活基盤が維持されるなど、社会通念に照らして、被相続人と相続人（親族）が日常生活の糧を共通にしていた事実を要するものと解するのが相当である。
- ④ 日常の生活費の管理状況、甲は丙から経済的な援助を受けていないこと、甲と丙は同居していないこと、甲は丙を確定申告で扶養親族としていないことなどの事実からすれば、甲と丙とは、居住費、食費、光熱費、その他日常の生活に係る費用の全部又は主要な部分を共通にしていた関係にはなく、日常生活の糧を共通にしていたとはいえず、「生計を一にしていた」とは認められないものというべきである。
- ⑤ 原告は、甲が、丙の成年後見人となっていたという特殊性を考慮すれば、甲と丙は同一の生活単位に属しており、相扶けて共同生活を営んでいるといえる上、甲は甲の財産と成年後見人として丙の財産を全て自らのコントロール下に置いていたのであるから、日常の生活の糧を共通にしていたといえ、生計一要件を充足するものと解すべきであると主張する。しかし、本件特例の趣旨から、「生計を一にしていた」との要件に該当するというためには、甲の事業によって、甲のみならず、被相続人である丙の生計が維持されていたという関係がなければならない。原告が主張する甲の丙に対する生活面での種々の貢献や丙の成年後見人としての財産管理は、甲の丙に対する成年後見人としての報酬請求権や本件相続における甲の寄与を基礎付けるものではあっても、上記の宅地等の処分の制約や担税力の減少を基礎付けるものとはいえず、原告の主張する事情は、生計一要件を基礎付けるものであるとはいえない。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4版20枚）が必要な方は、送料・実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので、下記宛ご一報ください。